

## 令和5年度電気・ガス価格激変緩和対策事業への対応について

当社は、2023年11月17日に公募が開始された、経済産業省の「令和5年度電気・ガス価格激変緩和対策事業」へ本年11月28日に参画申請を行い、12月21日付けで承認され、2024年4月検針分まで値引きを実施することとなりました。

これに伴い、公募要領に定める値引き単価による、電気のご使用量に応じた電気料金の値引きを行います。詳細は下記をご参照ください。なお、お客さまご自身でのお手続きや当社へのご連絡は不要です。

### 記

#### 1. 適用範囲

この供給条件は、電気需給約款〔高圧・特別高圧〕に基づき高圧で電気の供給を受けるお客様に適用いたします。

#### 2. 適用期間

適用期間は、2024年2月の計量日から同年4月の計量日の前日までといたします。

#### 3. 燃料費調整

燃料費調整とは、電気需給約款〔高圧・特別高圧〕の電力量料金において、燃料費調整額を加えることまたは差し引くことをいいます。

#### 4. 燃料費調整単価の激変緩和

2（適用期間）に定める適用期間における燃料費調整単価は電気需給約款〔高圧・特別高圧〕別表3燃料費調整口にて算定したうえで、以下の特例措置単価を差し引くものとします。

—特例措置単価（税込み）—

対象期間	1キロワット時につき
2024年2月検針分から同年4月検針分	1円80銭

<特例措置単価1円80銭の例：2022年11月検針分（1キロワット時につき）>

燃料費調整単価（特例措置適用前）：7円80銭

燃料費調整単価（特例措置適用後）：6円00銭

#### 5. 付帯条件

本激変緩和は「令和5年度電気・ガス価格激変緩和対策事業費補助金」により採択された補助金に基づき行っていることから補助金の上限に達した場合には適用期間の終了を待たずに特別措置単価の適用を終了いたします。

6. 「電気・ガス価格激変緩和対策事業」に関するお問い合わせ先  
経済産業省資源エネルギー庁の特設サイトをご覧ください。電気・ガス価格激変緩和対策事務局へお問い合わせください。

【経済産業省資源エネルギー庁の特設サイト】

<https://denkigas-gekihenkanwa.go.jp/general/>

【お問い合わせ窓口】

経済産業省資源エネルギー庁 電気・ガス価格激変緩和対策事務局

電話番号：0120-013-305

受付時間：全日 9:00~17:00(年末年始を除く)

以上